

# 健康福祉局

## 「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」に向けて

高齢化が進む中、福祉や医療のニーズが増大し、課題も複雑化しています。さらに、生産年齢人口の減少に伴い、福祉分野の担い手確保がますます困難になると見込まれています。こうした中で、従来の施策を単に続けるだけではなく、事業の見直しを行い、柔軟な発想で新たな取組を行うことが必要です。

市民の皆様の「今日の安心、明日の安心、そして将来への安心」の実現に向けて、令和7年度は「4つの施策の柱」を基本としつつ、今、取り組まなければならない「2つの重点取組」をスピード感を持って進めています。

### 【4つの施策の柱】

- ①地域福祉保健と健康づくりの推進
- ②高齢者保健福祉の推進
- ③障害者施策の推進
- ④生活基盤の安定と自立の支援等

### 【2つの重点取組】

- ①誰もが暮らしやすいまちづくり
- ②防災・減災対策の推進

## 福祉の基盤づくり

### ■社会福祉審議会（企画課）

社会福祉審議会は「社会福祉法」等に基づいて、社会福祉に関する事項（児童福祉、精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するための機関です。

令和6年度の総会では、「令和7年度民生委員・児童委員の一斉改選に向けた本市の取組」についての報告を行ったほか、「いわゆる身寄りのない高齢者等の支援」、「地域における防災」についての意見交換を行いました。

### ■福祉サービスの第三者評価（企画課）

福祉サービス第三者評価は、評価の受審を通じて事業者が自主的にサービスの質の向上を図るとともに、利用者が適切にサービスを選択できるよう評価結果を公表する制度です。制度の推進に向けて、事業者への制度の周知や受審料補助の実施などに取り組みました。

### ■福祉のまちづくり推進事業（福祉保健課）

平成9年3月に「横浜市福祉のまちづくり条例」が公布され、同年4月に施行されました。この条例に基づき、横浜に暮らす人だけでなく、訪れる人や勤める人も含めた横浜に関わる全ての人が安心して生活し、自らの意思で自由に行動でき、様々な活動に参加できるまちづくりを推進しています。条例では、「ハード」と「ソフト」

が一体となった取組を、市民・事業者・市が相互に協力して推進することを基本としています。また平成24年度に、横浜市建築物バリアフリー条例と一本化しました。

令和6年度は、「福祉のまちづくり推進指針」を活用した啓発や、車いす使用者用駐車区画の適正利用推進を目的とした横浜市障害者等用駐車区画利用証制度（パーキング・パーミット制度）の導入、公共交通機関の施設における便所の改修や視覚障害者誘導用ブロックの敷設など「横浜市福祉のまちづくり条例」に関する事前協議に対応しました。

また、ノンステップバスの導入を促進するため、民間事業者に対し33台の補助を行いました。

## 地域福祉保健の推進

### ■地域福祉保健計画（福祉保健課）

市では、地域社会全体で様々な生活課題の解決に向けて取り組み、支え合う仕組みづくりを進めるため、「第5期横浜市地域福祉保健計画」（計画期間：令和6～10年度）を推進しています。

各区では、区域全体を対象とした区計画と、より身近な地域である連合町内会エリアを単位とした地区別計画からなる「区地域福祉保健計画」を推進しており、令和6年度は「第4期区地域福祉保健計画」（計画期間：令和3～7年度）の推進に加え、「第5期区地域福祉保健計画」（計画期間：令和8～12年度）の策定に取り組んでいます。

基本理念「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせ

る「よこはま」をみんなでつくろう」の実現を目指して、住民主体の取組を推進しています。

## ■ごみ問題を抱えている人への支援 (福祉保健課)

住居や敷地内にごみ等を堆積し、近隣住民の生活環境に様々な影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」問題に対し、「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」に基づき取り組んでいます。

問題の解決に当たっては、その背景に生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、当事者に寄り添った福祉的支援に重点を置き、関係機関や地域住民と協力しながら地域課題の解決に向けた取組として推進しています。

また、支援を基本とした対応だけでは解消が困難で、かつ近隣住民の生命・身体・財産にまで著しい影響を及ぼすおそれがある場合には、条例に基づいて、措置の適用も検討します。

令和6年度は、47件の近隣に影響がある不良な生活環境を把握し、そのうち13件を解消しました。

## ■高齢者・障害者の権利擁護（福祉保健課）

高齢者や障害者等が、判断能力が低下しても安心して日常生活を送れるよう法律的に支援する成年後見制度において、横浜市では中核機関「よこはま成年後見推進センター」を設置し、制度の周知・啓発、相談支援機関や支援チームのバックアップ、申立支援や後見人等受任調整、親族後見人や市民後見人等の支援を行い、本市における「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」の構築を推進しています。

平成24年度から養成課程を実施している市民後見人は、令和6年度末までに延べ126名が選任されています。

各区社会福祉協議会の「あんしんセンター」では権利擁護に関する相談を幅広く受けるとともに、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理などに不安のある高齢者や障害のある方を支援する権利擁護事業を行っており、令和6年度末では1,131人が利用しています。

## ■福祉保健研修交流センター 「ウィリング横浜」（地域支援課）

所在地 港南区上大岡西1-6-1  
ゆめおおおかオフィスタワー4~5階、9~12階  
TEL 045-847-6666

福祉保健人材の確保・育成を目的として、研修の企画・実施、情報提供及び研修室の貸出などをっています。

## ■地域ケアプラザ（地域支援課）

市民の皆さんが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な場所で相談や福祉・保健サービスを提供するとともに、地域の福祉・保健活動や交流のための拠点施設として、中学校区程度に1か所地域ケアプラザを整備し、運営を行っています。

また、すべての地域ケアプラザに、介護保険制度の中

に位置づけられた「地域包括支援センター」を設置し、高齢者に対する総合的なサービスの相談・調整等を行います。さらに、介護予防ケアプランの作成等を行います。

### 1 開所状況

令和6年度末：146か所（表1参照）

（令和6年度中の開所は1か所）

表1 令和6年度地域ケアプラザ開所状況

施設名	所在地	開所時期
上永谷駅前地域 ケアプラザ	港南区丸山台一丁目9番10号	令和6年7月

### 2 施設の機能

- (1) 地域の福祉保健活動等の支援・活動交流のための施設の提供
- (2) 福祉・保健に関する相談・助言・調整
- (3) 高齢者デイサービス等（一部施設を除く）
- (4) ケアプラン・介護予防ケアプランの作成

## ■福祉保健活動拠点（地域支援課）

市民の皆さんのが日常的に相互に支えあい、住み慣れた地域で安心して自立した生活が続けられる社会の実現をめざすため、地域における市民の皆さんの自主的な福祉活動、保健活動等のための場として、各区に1か所整備・運営しています。

### 1 施設内容

団体交流室、対面朗読室・編集室、  
録音室、点字製作室、多目的研修室等

### 2 利用日等

開館時間 平日・土曜：午前9時～午後9時  
日祝休日：午前9時～午後5時  
休館日 年末年始（12月29日から1月3日）

## ■民生委員・児童委員（地域支援課）

「民生委員」は厚生労働大臣の委嘱を受け、担当する区域において、高齢者、児童、障害児・者、生活上の悩みを抱えた方などへ相談支援を行っています。福祉保健センター・地域包括支援センター等関係機関と連絡・協力しながら、地域福祉増進のために幅広く活動しています。

また、児童福祉法により「児童委員」を兼ね、児童育成や児童福祉のための活動もしています。

児童福祉を専門に扱う「主任児童委員」は、子育て支援や児童虐待防止などの児童健全育成のための多様な活動の支援や関係機関との連絡・調整を行っています。

民生委員・児童委員数（令和7年4月1日現在）

4,372人（うち主任児童委員489人）

## 生活保護・生活困窮者自立支援等

### ■生活保護（生活支援課）

横浜市では、令和7年4月現在55,980世帯、68,099人が保護を受け、前年同月に比べ、世帯数及び人員とも

に、横ばいとなっています。保護率(常住人口百人当たりの被保護人員)は、1.81パーセントです。令和7年度の最低生活保障水準（1級地－1）の具体例は、表2のとおりです。

表2 最低生活保障水準 令和7年4月1日現在 (単位:円)

世帯構成 区分	標準3人 33歳 29歳 4歳子	母子3人 30歳 9歳子 (小学生) 4歳子	高齢者2人 68歳 65歳	単身世帯 68歳
合 計	176,090	218,030	133,900	89,880
生活扶助	163,090	195,860	120,900	76,880
教育扶助	—	9,170	—	—
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000

(注) 横浜市の住宅扶助は、3人世帯で68,000円（単身者52,000円）まで認められています。

## ■生活困窮者自立支援（生活支援課）

生活困窮者自立支援制度は、生活にお困りの方に対して、生活保護に至る前の段階から就労や家計収支の改善など様々な面から自立に向けた支援を行う制度です。横浜市では、18区全ての区役所内に相談窓口を設け、市民の皆さんのお暮らしを支えるセーフティネットとして、生活保護制度と一体的に実施しています。

## ■ひきこもり支援の推進（ひきこもり支援課）

ひきこもりに関する電話や対面での相談、講演会やパンフレット等による普及啓発、地域の関係機関への後方支援等を実施しています。

# 国民年金

## ■国民年金（保険年金課）

国民年金制度は、公的年金制度の土台として老齢・障害・死亡等について、全国民共通の「基礎年金」を支給する制度です。このため、自営業者や学生をはじめ、会社や官公庁に勤務する人及びその被扶養配偶者も20歳から60歳になるまでの間、国民年金に強制加入となります。また、国外に住む日本人等も任意で加入できる仕組みになっています。厚生年金保険等からは、基礎年金の上乗せとして、報酬比例の年金が支給されます。

### 必ず加入する人（強制加入）

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は、日本国籍の有無にかかわらず、原則として次の3つの区分により、国民年金の被保険者となります。

- 1 第1号被保険者  
自営業者、学生、無職の人など  
被保険者が保険料を納付
- 2 第2号被保険者  
厚生年金保険の加入者  
被保険者と事業主が折半で保険料を納付
- 3 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養される配偶者

厚生年金保険制度が保険料を負担

第1号被保険者で保険料を納めることが困難な人は、免除制度等があります。

- 1 法定免除  
生活保護法による生活扶助を受けている人や、障害年金（1級・2級）を受けている人。
- 2 申請免除（全額、4分の3、半額、4分の1）、納付猶予制度  
申請免除は、申請者・申請者の配偶者・世帯主の全員について、前年所得が一定基準以下の人、又は失業、倒産、事業の廃止、天災などで納付困難な人が対象となります。  
納付猶予は、世帯主の所得が多く免除の対象とならない人のうち50歳未満の人が対象となります。
- 3 学生納付特例制度  
20歳以上の学生で、学生本人の前年所得が一定基準以下の人が対象となります。  
夜間部、定時制課程、通信制課程などの学生も対象となります。
- 4 産前産後期間の免除制度  
2019年2月以降の出産等を行った人が対象になります。

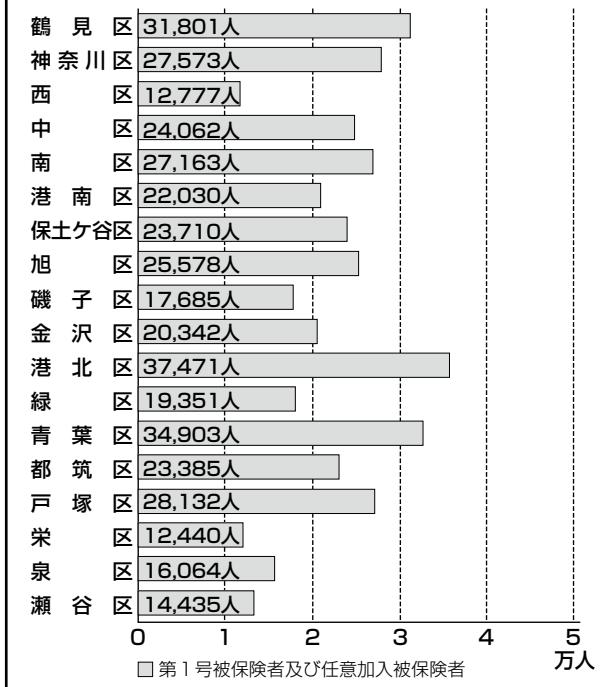
### 希望で加入する人（任意加入）

次の人は、希望により任意加入できます。

- 1 日本に住んでいる60歳以上65歳未満の人（老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている人及び480ヶ月分の保険料を納付した人を除く。）
  - 2 日本に住んでいる60歳未満の人で、厚生年金保険や共済組合の老齢（退職）年金を受けている人
  - 3 国外に住んでいる20歳以上65歳未満の日本人
  - 4 老齢基礎年金の受給資格を満たしていない、65歳以上70歳未満の日本に住んでいる人、あるいは国外に住んでいる日本人
- 現在の横浜市の第1号被保険者数及び任意加入被保険者数は、418,902人で、全市民のおよそ11.1パーセントになります。加入状況は、図1のとおりです。

また、国民年金の制度からは、次の年金が支給されます。

図1 国民年金被保険者加入状況 令和7年3月31日現在



## 基礎（拠出）年金

- 1 老齢基礎年金  
一定期間以上保険料を納付した時に原則として65歳から支給
- 2 障害基礎年金  
年金加入中、又は65歳未満の傷病により一定の障害が残った場合に支給（一定以上保険料を納付していることが必要です。）
- 3 遺族基礎年金  
被保険者の死亡により、生計を維持されていた子のある配偶者、又は子に支給（子は18歳に到達する年度末までか、子に一定の障害がある場合は20歳未満であること、一定以上保険料を納付していることが必要です。）
- 4 寡婦年金  
第1号被保険者として10年以上の納付・免除期間がある夫が老齢・障害基礎年金を受けずに死亡した時、生計を維持されていた妻（婚姻期間が10年以上）に60歳から65歳まで支給
- 5 死亡一時金  
第1号被保険者として3年以上保険料を納めた年金受給前の人人が死亡した場合、生計を同一にしていた遺族に支給
- 6 脱退一時金  
第1号被保険者として6か月以上保険料を納めた外国人が、年金受給資格を満たさないまま日本に住所を有しなくなった後2年以内に請求を行った場合に支給

## 老齢福祉・障害基礎（無拠出）年金

- 1 老齢福祉年金  
明治44年4月1日までに生まれた人が、70歳になったときから支給
- 2 障害基礎年金  
20歳未満の時の傷病により一定の障害が残った場合、20歳以降に支給

無拠出の年金については、その大半が国庫負担による支給であるため、他の年金との併給調整や所得制限等があります。

## 年金生活者支援給付金

公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

# 国民健康保険・後期高齢者医療

## ■国民健康保険（保険年金課）

健康保険制度の中には、職場を通して加入する「健康保険」、75歳以上の方等が加入する「後期高齢者医療制度」、その他の方が加入する「国民健康保険」があります。国民健康保険（国保）は地域単位でつくられ、各市町村と都道府県が共同で運営しています。現在は、横浜市国民健康保険に、市民の皆さんの約15パーセント（令和7年3月31日現在412,989世帯、568,050人）が加入しています。

### 療養の給付

国民健康保険の加入者が病気やけがをした場合、一部負担金（表3）のみで病院や診療所で治療が受けられます。

表3 医療機関等で支払う一部負担金

年齢区分	本人負担額
70歳以上	2割・3割
一般 (小学生～69歳まで)	3割
小学校就学前	2割

## 療養費

被保険者が緊急その他やむをえない理由によりマイナ保険証または資格確認書を持参できなかったときなどに療養の給付に代えて支給します。

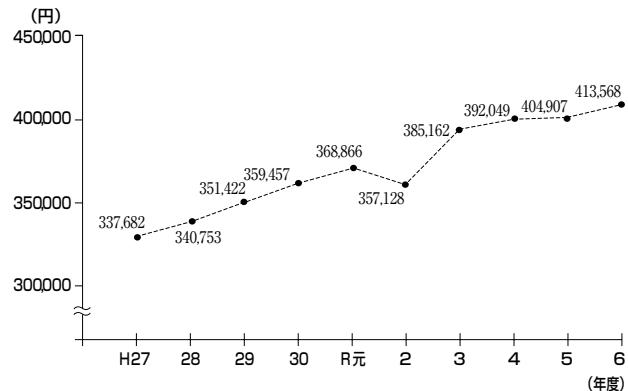
### 高額療養費

被保険者の一部負担金（自己負担分）が高額療養費算定期準額を超えた場合、その超えた額を支給します。

### その他の給付

被保険者が出産した場合に、出産育児一時金として50万円（令和5年3月31日以前の出生は42万円）、死亡した場合に葬祭費として5万円を、また、生まれて2年以内に先天性の障害等が生じた場合に、障害児育児手当金として、その程度により、80万円、60万円、30万円又は10万円を支給します。

## 図2 国保被保険者一人あたり医療費の推移（療養諸費）



## ■特定健康診査・特定保健指導（保険年金課）

国保の医療費の約2割を占める生活習慣病の予防のため、メタボリックシンドロームに着目した健康診査及びその結果に応じての保健指導を40歳以上の被保険者に対し実施しています。

## ■保健事業（保険年金課）

被保険者の健康の保持増進を目的とした、保健事業を行っています。

### 1 生活習慣病重症化予防のために

- (1) 糖尿病性腎症重症化予防事業
- (2) 重症化リスク者適正受診勧奨事業

### 2 適正な受診のために

- (1) 後発医薬品差額通知
- (2) 医療費通知
- (3) 重複・頻回対策事業

## ■保険料（保険年金課）

保険料は、医療分（基礎賦課額）と支援分（後期高齢者支援金等賦課額）のほか、介護分（介護納付金賦課額）があります。なお、介護分は40歳以上65歳未満の被保険者のみについて算定します。保険料率は表4のとおりです。

表4 保険料率（令和7年度）

	所 得 割	被保険者均等割
医 療 分	基準総所得金額× 8.49%	40,060 円
支 援 分	基準総所得金額× 2.66%	13,110 円
介 護 分	基準総所得金額× 2.81%	15,340 円

## ■後期高齢者医療制度（医療援助課）

75歳以上の方及び一定の障害がある65歳以上の方を対象にした医療保険制度です。

この制度では、都道府県ごとに設立された後期高齢者医療広域連合が運営を行い、横浜市では、保険料の徴収及び各種申請の受付に関する事務を行っています。令和7年3月末現在の対象者数は534,275人です。

### 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

健診、医療、介護データ等を活用し、高齢者一人ひとりの健康課題に着目したフレイル対策を令和7年度は10区で実施しています。

6年度開始：南区、栄区、泉区

7年度開始：鶴見区、西区、中区、港南区、旭区、磯子区、瀬谷区

## 医療援助

### ■医療費助成（医療援助課）

#### ひとり親家庭等医療費助成

母子家庭・父子家庭等の生活の安定と自立を支援するために、保険診療の自己負担額を全額助成しています。

#### 重度障害者医療費助成

障害者の健康の保持と生活の安定が図れるよう、保険診療の自己負担額を全額助成しています。

#### 自立支援医療（更生・育成医療）

身体障害者・児の障害を軽減したり、機能を回復するための治療に係る、保険診療の自己負担額の一部を助成しています。

#### 未熟児療育医療

未熟児の入院に係る保険診療の自己負担額を全額助成しています。

#### 結核児童療育医療

結核で入院している児童に対し、保険診療の自己負担額を全額助成しているほか、日用品、学用品を支給しています。

#### 小児医療費助成

安心して子どもを育てる環境づくりのひとつとして、中学3年生までのお子さまに係る保険診療の自己負担額を全額助成しています。

令和5年度には所得制限及び一部負担金を撤廃しています。

### ■難病対策（医療援助課）

#### 難病医療講演会・交流会

難病患者・家族の方を対象に、各福祉保健センターで医療講演会・同じ疾患の患者さん同士の交流会を開催しています。

#### 特定医療費の給付

「指定難病」にり患してて一定の認定基準を満たしている患者に対し特定医療費（指定難病）受給者証を交付し、保険診療の自己負担額の一部を助成しています。

#### 在宅重症患者外出支援事業

難病に起因して座位を保つことが困難で、ストレッチャー対応の特殊車両を使用せざるを得ない患者の方に対して、通院等で横浜市指定の患者等搬送車を利用した場合に、その料金の一部を助成します。

#### 難病患者一時入院事業

在宅で療養している医療依存度の高い難病患者の方を対象に、レスパイト（介助者の休養）等を目的とした一時入院事業を実施しています。

### ■小児慢性特定疾病対策（医療援助課）

#### 医療費の給付

「小児慢性特定疾病」にり患してて一定の認定基準を満たしている患児に対し、患児家庭の負担軽減のため、保険診療の自己負担額の一部を助成しています。

#### 日常生活用具

小児慢性特定疾病医療費助成の認定を受けた児童に対し、日常生活をより円滑に行うことができるよう、必要に応じて特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

#### 相談支援事業

小児慢性特定疾病児童等とその家族の持つ様々なニーズに対応した相談支援を実施しています。

## 障害者福祉

### ■障害者手帳の交付（障害者更生相談所、こころの健康相談センター）

障害児・者に対して一貫した支援を行い、各種の福祉サービスを利用しやすくなるため、障害の種類と程度に応じ、身体障害児・者には身体障害者手帳、知的障害児・者には療育手帳（愛の手帳）、精神障害児・者には精神障害者保健福祉手帳を交付しています。

### ■相談支援事業（障害福祉保健部）

障害児・者が地域で安心して自立した生活を送れるよう、福祉・保健に関する総合的な相談や情報提供を行うため、区福祉保健センター等の公的機関のほか、基幹相談支援センターや施設（表5）において、相談支援事業を実施しています。

表5 相談支援事業実施場所

令和7年4月1日現在

施設名	所在地
鶴見区基幹相談支援センター（つるみ地域活動ホーム幹）	鶴見区豊岡町
神奈川区基幹相談支援センター（かながわ地域活動ホームほのばの）	神奈川区反町
西区基幹相談支援センター（地域活動ホームガツツ・びーと西）	西区中央
中区基幹相談支援センター（中区障害者地域活動ホーム）	中区新山下
南区基幹相談支援センター（地域活動ホームどんとこい・みなみ）	南区中村町
港南区基幹相談支援センター（港南中央地域活動ホームそよかぜの家）	港南区港南中央通
保土ヶ谷区基幹相談支援センター（ほどがや地域活動ホームゆめ）	保土ヶ谷区天王町
旭区基幹相談支援センター（地域活動ホームサポートセンター連）	旭区二俣川
磯子区基幹相談支援センター（いそご地域活動ホームいぶき）	磯子区杉田
金沢区基幹相談支援センター（金沢地域活動ホームりんごの森）	金沢区能見台通
港北区基幹相談支援センター（しんよこはま地域活動ホーム）	港北区新羽町
緑区基幹相談支援センター（みどりい地域活動ホームあおぞら）	緑区中山
青葉区基幹相談支援センター（あおば地域活動ホームすてっぷ）	青葉区青葉台
都筑区基幹相談支援センター（つづき地域活動ホームくさぶえ）	都筑区牛久保東
戸塚区基幹相談支援センター（東戸塚地域活動ホームひかり）	戸塚区川上町
栄区基幹相談支援センター（地域活動ホームサポートセンター径）	栄区桂町
泉区基幹相談支援センター（泉地域活動ホームかがやき）	泉区中田北
瀬谷区基幹相談支援センター（せや活動ホーム太陽）	瀬谷区三ツ境
横浜医療福祉センター港南	港南区港南台
てらん広場	保土ヶ谷区上菅田町
青葉メゾン	青葉区奈良町
花みずき	港北区新吉田町
光の丘	旭区白根
十愛病院	戸塚区品濃町
横浜市発達障害者支援センター	中区羽衣町

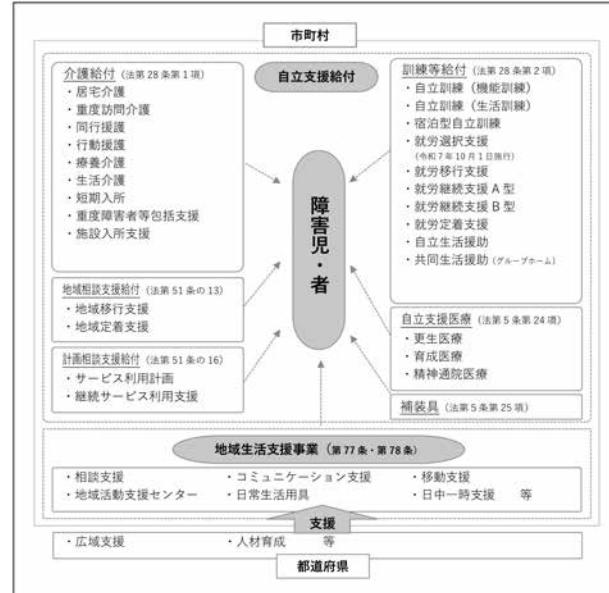
## ■障害者総合支援法の施行（障害福祉保健部）

平成25年4月1日に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行されました。この法律は、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正したものです。この法律に基づき、横浜市は、障害支援区分の認定及び障害福祉サービスの支給決定、指定障害福祉サービス事業者等の指定・更新、並びに事業者等への指導・監査等を行います。また、障害福祉計画を含む横浜市障害者プランを策定し、それに基づいて、事業を実施しています。

## 事業体系のしくみ

サービスは、個々の障害のある方の障害支援区分や勘案事項（社会活動や介護者、居住等の状況等）をふまえ、個別に支給決定が行われる「介護給付」、「訓練等給付」

等の「自立支援給付」と、都道府県や市町村事業として柔軟に実施されるコミュニケーション支援、ガイドヘルプ（移動支援）、地域活動支援センター等の「地域生活支援事業」に大別され、構成されます。



## ■障害者の就労支援（障害自立支援課）

障害者就労支援センターを運営する各法人への補助等により、障害者の就労支援を進めています。また、障害者優先調達推進法などを踏まえ、「横浜市障害者共同受注センター」を設置するなど、工賃向上への寄与、利用者の自立促進を図っています。

## ■障害者スポーツ・レクリエーション・文化活動の振興（障害自立支援課）

障害者スポーツ文化センター（横浜ラポール・ラポール上大岡）を中心に、スポーツ・レクリエーション及び文化活動等を通じて、障害児・者の健康増進、体力向上、社会参加を推進しています。

### 1 スポーツプログラムの実施

リハビリテーションスポーツ教室や種目別教室のほか、ラポール指導員が地域のスポーツセンター等で教室を開催し、スポーツに親しむきっかけ作りをしています。

### 2 スポーツ大会の開催

全国障害者スポーツ大会の予選会を兼ねた横浜市障害者スポーツ大会「ハマピック」のほか、記録会やリーグ戦等の大会を開催しています。

### 3 文化振興事業の開催

文化活動の発表の場として「ラポール芸術市場」を開催しているほか、演劇や字幕付き映画会、コンサート、各種文化教室などを実施しています。

※横浜ラポールのプール及びラポールシアターは

特定天井改修工事のため閉鎖中（R6.10～R8.3予定）

## ■障害児・者とその家族の生活支援 (障害自立支援課)

### ホームヘルプ事業・ガイドヘルプ事業

障害児・者の日常生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、家事援助や身体介護、通院等介助を行うホームヘルプサービスを提供します。また、買物や余暇活動、通学（特別支援学校）・通所等で外出する際の移動を支援するガイドヘルプサービスを提供します。

### 補装具・日常生活用具

障害によって生じる生活上の困難を軽減するため、義手、義足、視覚障害者安全つえ、車椅子などの補装具や特殊寝台、視覚障害者用ポータブルレコーダー、点字図書、ストーマ用装具などの日常生活用具の給付を行います。また、あんしん電話の設置も行っています。

### 住環境整備事業

障害者が住み慣れた家で安全に暮らし続けることができるよう、専門のスタッフによるアドバイスや住宅改造費や階段昇降機等自立支援機器の購入費・取付費の助成を行います。

### 移動支援事業

障害児・者の移動手段を確保し、社会参加を促進するために、市営地下鉄や市内運行バス等の乗車時に運賃を支払うことなく利用することができる福祉特別乗車券の交付（年額 1,200 円 20 歳未満 600 円の利用者負担あり）やタクシー料金、ガソリン料金の助成を行っています。そのほか、移動の相談窓口である移動情報センターの設置や車いすのまま乗車できるリフト付自動車（ハンディ

キャブ）の運行・貸出、自動車運転訓練・改造費の助成等を行います。

### 入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度身体障害者を対象に訪問入浴や施設入浴を行います。

### 障害者手当

障害者の負担の軽減のために、各種手当の給付制度があります。

### 心身障害者扶養共済制度

保護者が死亡した場合等に、障害児・者の生活の安定を図るため、掛金制度による年金を支給しています。

## ■障害児・者への専門的な支援（障害自立支援課）

### 横浜市総合リハビリテーションセンター

障害児・者へのリハビリテーションを総合的に行う市の核的施設です。

#### 1 総合相談機能

障害者更生相談所と連携しながら、医療・心理・職業・社会環境等総合的な観点から診断・判定を行い、リハビリテーション計画を作成します。また、福祉保健センター等の機関や福祉施設との関係を総合的に調整します。

#### 2 専門的リハビリテーション

医療・療育・生活技術・職能開発等の専門スタッフが訓練を実施します。

#### 3 地域リハビリテーション機能

利用者の生活環境に応じたリハビリテーションを

表6 障害者地域活動ホーム等の内容及び施設数（障害施設サービス課）

令和7年4月1日現在

施設種別	内 容	施設数	定 員
障害者地域活動ホーム	障害児・者の地域生活を支援する拠点となる横浜市独自施設で、日中活動、ショートステイ、一時ケア、相談支援事業等を実施しています。	41	日中活動 1,595
地域活動支援センター (障害者地域作業所型)	身体障害者・知的障害者に創作的活動や生産活動、地域との交流の機会などを提供します。	73	1,321
地域活動支援センター (精神障害者地域作業所型)	精神障害者に創作的活動や生産活動、地域との交流の機会などを提供します。	60	1,552

表7 障害福祉サービス（障害施設サービス課）

令和7年4月1日現在

事業名	内 容	施設数	定 員
生活介護 ※障害者地域活動ホーム含む	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	283	8,114
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	24	1,167
機能訓練	理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、日常生活上の相談支援等を行います。	1	36
生活訓練	食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や日常生活上の相談支援等を行います。	34	668
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	94	1,698
就労継続支援 A 型	雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に向けた支援を行います。	35	584
就労継続支援 B 型 ※障害者地域活動ホーム含む	雇用契約を伴わない就労の機会や生産的活動の場を提供するとともに、一般就労等への移行に向けた支援を行います。	254	5,795
共同生活援助	共同生活を送る住居において、日常生活上の様々な支援を行います。	978	5,906

展開するため、医師・療法士等の専門スタッフが家庭を訪問し、評価・訓練等を行います。

#### 4 企画・開発・研究機能

リハビリテーションに関する技術開発・調査研究・研修等を行います。

#### 福祉機器支援センター

一人ひとりの障害や家庭の状況に合った福祉機器の利用や、住宅改造を支援するため、専門的な相談、情報提供、展示などを行います。また、地域リハビリテーションの拠点機能も有しています。

### ■地域生活の支援（障害施設サービス課）

身体障害児・者、知的障害児・者及び精神障害者の地域での生活を支援するための拠点施設として、障害者地域活動ホーム（社会福祉法人型18か所、機能強化型23か所）、障害者が自主製品の製作などの日中活動に参加する地域活動支援センター（障害者地域作業所型73か所、精神障害者地域作業所型60か所）の設置運営に対して助成を行っています（いずれも令和7年4月1日現在）。

### ■共同生活援助（グループホーム）（障害施設サービス課）

障害者が住み慣れた地域で暮らすための住まいの場として、本市では国制度化に先駆けてグループホーム試行事業を開始し、障害者自立支援法施行後は、本市独自の補助制度で設置促進を進めています。

### ■多機能型拠点（障害施設サービス課）

医療的ケアが必要な重症心身障害児者等やその家族が地域で安心して暮らせるよう、必要なサービスを一体的に提供する拠点です。相談支援、短期入所、日中一時支援、診療、居宅介護及び訪問看護等のサービスを行っています。

### ■障害者福祉施設・地域活動ホームの整備（障害施設サービス課）

障害者の施設利用ニーズに応えるため各種の施設整備を進めてきました。令和7年4月1日現在の施設数は表6、表7のとおりです。

### ■精神障害者生活支援センター（障害施設サービス課）

地域で生活する精神障害者の社会復帰、自立及び社会参加を促進するため、精神保健福祉士などによる日常生活相談や食事・入浴サービス、生活情報の提供などを行っています。

### ■精神保健福祉対策事業（障害福祉保健部）

区福祉保健センターでは、医療ソーシャルワーカーや保健師が、精神疾患等により社会的、心理的、経済的問題を抱えた人に対し支援を行うとともに、早期発見・早

期治療・社会復帰に向けた相談等を行っています。

また、専門医の医学的指導を含めた相談を行うとともに、集団援助活動（生活教室、家族教室）の実施、精神障害者を支援する市民団体等の地域組織活動に対する支援を行っています。そのほか、市民の皆さんのこころの健康の向上や精神障害に対する理解の促進を図るため、講演会の開催やボランティア育成等の活動を行っています。

精神保健福祉課においては、市内精神科病院を対象とした精神保健福祉法に基づく実地指導及び虐待通報への対応や、精神科救急医療事業等を実施しています。

#### こころの健康相談センター

市民の皆さんのこころの健康の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るための専門機関です。（精神保健福祉法上の精神保健福祉センターです。）

こころの電話相談、講演会やリーフレットを利用した普及啓発事業、精神保健福祉関係機関への専門的支援、人材育成、精神科病院入院中の患者の人権を守るために入院の適否を判断する精神医療審査会の運営、自立支援医療（精神通院医療）及び精神障害者保健福祉手帳の判定等を実施しています。

さらに、自殺対策、依存症関連及び措置入院者退院後支援の各種事業を行っています。

### ■横浜市障害者プラン（障害施策推進課）

本プランは、「障害者基本法」に基づく「障害者計画」、「障害者総合支援法」に基づく「障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定したもので、本市における障害福祉施策の中長期的な計画として定めています。

第3期プラン（計画期間：平成27～令和2年度）から、障害のある人が日常生活を送る上での視点に立った構成としています。第4期プラン（計画期間：令和3～令和8年度）では、「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」を基本目標とし、幅広い施策・事業を推進しています。

## 高齢者福祉

### ■高齢者の生きがい・社会参加 (高齢健康福祉課・介護保険課)

#### 敬老特別乗車証の交付

高齢者が、気軽に外出し、地域社会との交流を深めることができるよう、70歳以上の希望者に市のバスや市営地下鉄などが利用できる「敬老特別乗車証」を交付しています（所得等に応じた利用者負担あり。）令和6年度は、令和7年10月からの敬老バス制度にかかる新たな取組として、地域の身近な公共交通として一部の地域で運行しているワゴン型バスなどへの敬老バスの適用や、令和7年4月1日以降に、75歳以上で運転免許証を自主

返納した方への3年間無料交付等を開始するため、条例改正を実施しました。

#### 老人クラブへの助成

市内に1,266ある老人クラブ（令和7年4月1日現在の会員数は77,974人）の健全な育成と発展を図るために、活動費を助成しています。老人クラブでは、仲間づくりを通じて、高齢者の生きがいを高め、健康の増進、社会参加促進を図るため、各種スポーツ活動、文化・学習活動、奉仕活動、友愛活動などに取り組んでいます。

#### 高齢者のための優待施設利用促進事業（濱ともカード）

高齢者に敬意を払う社会を醸成するとともに、高齢者が楽しく元気に過ごせるよう、文化施設や飲食店などの協賛施設・店舗を優待利用できる「濱ともカード」を65歳以上の市民の皆さんにお配りしています。

#### 敬老月間事業

毎年9月を敬老月間とし、「老人の日」「敬老の日」を中心に、敬老祝品の贈呈などを行っています。

#### 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への参加

人生の年輪を重ね、豊かな知識と経験を積んだ、はつらつとした高齢者を中心毎年開催されるスポーツ・文化・福祉などの総合イベントです。

令和6年度は鳥取県で開催され、横浜市から60歳以上の高齢者158人が参加しています。令和7年度は岐阜県、令和8年度は埼玉県で開催されます。

#### 老人福祉センターの運営

地域の高齢者が健康で明るい生活が営めるよう、趣味、教養、健康づくりの各種教室の実施や健康相談、生活相談を行っており、1区に1館あります。

そのほかに、地域の高齢者の利用施設として、市内2か所に老人憩いの家があります。

#### 高齢者保養研修施設ふれーゆの運営

高齢者の社会参加や世代間交流の促進を目的とした保養、健康づくりなどの機能を持つ施設で、資源循環局鶴見工場の余熱を利用しています。高齢者に限らず、どなたでも利用できます。施設には、プール、人工温泉大浴場、大広間、展示温室、多目的室などがあります。

#### よこはまシニアボランティアポイント

高齢者の健康増進、介護予防や社会参加、地域貢献を通じた生きがいづくりを促進するため、介護施設等での生活介助の支援や行事の手伝いなどの活動に参加することで寄附や換金が可能なポイントが貯まる制度を実施しています。令和6年度末で、活動者数8,097人、受入施設・団体数741か所となりました。

### ■介護予防・生活支援（地域包括ケア推進課）

#### 介護予防普及啓発事業

高齢者をはじめ広く市民の皆さんに対して、講演会やイベントなどを通して、介護予防の必要性と知識の普及を図っています。

#### 地域介護予防活動支援事業

高齢者の自主的な健康づくり・介護予防活動を支援するため、関係団体との連絡会やボランティア育成のための研修会などを行っています。

#### 元気づくりステーション事業

地域で自主的に介護予防に取り組む高齢者のグループ活動を支援します。※上記3事業については、表12参照

#### 生活支援体制整備事業

平成28年4月から「生活支援コーディネーター」を、区域は各区社会福祉協議会に、日常生活圏域には、地域ケアプラザ等に配置し、「高齢者一人ひとりができる大切にしながら暮らし続けるために多様な主体が連携・協力する地域づくり」を目指し、必要な活動・サービスの創出・持続・発展のための具体的な取組を進めています。

### ■自立支援（高齢在宅支援課、高齢施設課）

#### 訪問指導

ひとり暮らしや、生活習慣病・認知症などで療養中の方及びその家族を対象に、保健師、訪問看護師、栄養士、歯科衛生士が訪問して、日々の生活へのアドバイスを行っています。

#### 生活支援ショートステイ

要介護又は要支援に認定されていない、おおむね65歳以上の方で、介護者の不在や日常生活に支障があり、ひとり暮らしや困難な方や、虐待等在宅生活を継続すると本人の生命または身体に危険が生じるおそれがある方等を対象に、養護老人ホームへの短期入所サービスを提供し、日常生活に対する支援を行っています。

### ■要援護高齢者支援（高齢在宅支援課、高齢施設課、介護事業指導課）

#### 日常生活用具給付・貸与

寝たきり又は認知症の状態にある要介護の方やひとり暮らしの高齢者の方などを対象に、紙おむつの給付、あんしん電話の貸与を行っています（紙おむつは市民税非課税世帯のみ対象。）。

#### 高齢者見守り・安否確認機器補助事業

65歳以上でひとり暮らしの高齢者の方が、民間事業者が提供する見守り・安否確認機器を利用した際にかかる月額費用の一部を補助します。

#### 訪問理美容サービス

おおむね65歳以上の要介護4又は5に認定された方などで、理容所又は美容所へ出向くことが困難な在宅の方を対象に、理容師又は美容師による訪問理美容サービスを提供しています。

#### 在宅高齢者虐待防止事業

高齢者虐待の早期発見・対応のため、区役所と地域包括支援センターに相談窓口を設置しています。

また、介護保険事業所や病院等の関係機関との連絡会の開催や、虐待の未然防止のための市民向け啓発活動の実施等により、高齢者の尊厳ある生活を守るとともに、養護者への支援を行っています。

#### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

居宅要介護者について、定期的な巡回・随時通報により「訪問」し、服薬管理・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うとともに、看護師等により療養上

の世話・診療の補助を行い、在宅生活の継続を支援します。

**小規模多機能型居宅介護**

居宅要介護者・居宅要支援者について、「通い」を中心として、様態や希望に応じて、隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練を行い、在宅生活の継続を支援します。

#### 看護小規模多機能型居宅介護

居宅要介護者について、小規模多機能型居宅介護に加え訪問看護（療養上の世話）を組み合わせたサービスを行い、在宅生活の継続を支援します。

#### 認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者・要支援者について、家庭的な雰囲気の中、共同生活を送りながら、入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練を行います。利用者が役割をもって家事をするなどして、症状の進行緩和を目指します。

#### 認知症高齢者等保健福祉相談事業

認知症の症状のある方やその家族などを対象に、専門医、保健師、ソーシャルワーカーによる保健福祉相談を実施しています。

#### 認知症高齢者等緊急対応事業

在宅の認知症高齢者等が、症状の急激な悪化などにより、在宅での生活が困難となった場合、緊急相談及び本人の医療機関への緊急一時受入などを行い、本人の安全な生活の確保及び介護者の負担軽減を図っています。

#### 認知症高齢者等SOSネットワーク等

健康福祉局、区役所、警察署、消防署、医療機関、地域関係団体などの関係機関で構成されるSOSネットワークにおいて、行方不明となった認知症高齢者等の早期発見を目的とした情報共有を行うとともに、行方不明になるおそれのある認知症高齢者等を対象に個人情報を守りながら早期に身元の特定ができる「見守りシール」を配付しています。また、警察に保護された身元の分からぬ認知症高齢者等を特別養護老人ホームなどで一時保護しています。

その他、認知症高齢者等への理解と地域での支え合い意識の向上を目的とした啓発・広報活動を行っています。

#### 認知症疾患療センター

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施しています。

#### 認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を設置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を強化しています。

#### 緊急ショートステイ事業

在宅の高齢者等が緊急にショートステイを必要とする場合に備えるため、予めベッドを確保し速やかに利用できる体制を整えています。

### ■老人福祉施設等の整備・運営（高齢施設課）

#### 老人福祉施設の整備

特別養護老人ホーム等の建設に対する助成を行い施設

整備を推進しています。令和6年度には、表15の施設が新たに開所しました。令和7年度も引き続き整備を進めており、4施設の開所が予定されています。

#### 老人福祉施設等の運営指導

市内には、表14のとおり特別養護老人ホームをはじめとする老人福祉施設及び介護老人保健施設等があり、施設の運営指導を行っています。

### ■介護保険事業

介護保険制度は、介護を社会全体で支えていく制度として、平成12年4月から40歳以上64歳までの医療保険に加入している方と65歳以上の方全員が加入し、市町村が保険者となって始まりました。

財源としては、給付と負担の関係が明確な社会保険方式となっています。

横浜市は、保険者として、被保険者の資格管理、保険料の徴収、要介護認定及び保険給付などを行うとともに介護保険法に基づき居宅・地域密着型サービス事業者等の指定・更新、事業者等への指導・監査を行います。また、3年毎に横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画を策定し、それに基づいて、サービスの基盤整備を進めています。

#### 被保険者数（令和6年度末）

##### 1 第1号被保険者（65歳以上の者）

約94万人

##### 2 第2号被保険者

##### （40歳以上64歳までの医療保険加入者）

約135万人

#### 要介護（要支援）認定

介護（予防）サービスを利用するためには、区役所に申請し、要介護（要支援）認定を受ける必要があります。区役所では、申請に基づき認定調査を行うとともに、主治医意見書の提出を受け、保健・医療・福祉分野の専門家からなる介護認定審査会の合議体（審査部会）の審査判定に基づいて、認定を行います。認定は、介護の必要度から7段階に区分されます（要支援1・2、要介護1～5）。

第1号被保険者は、原因を問わず認定を経て介護（予防）サービスが受けられますが、第2号被保険者は初老期認知症や脳血管疾患など加齢に起因する16種類の特定疾病に該当した場合に限り、認定を経て介護（予防）サービスが受けられます。

#### 要介護認定の状況（令和7年3月31日現在）

##### 1 要介護認定者数

195,890人

##### 2 要介護度別内訳

（人）

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
24,299	32,975	31,515	41,316	26,597	24,042	15,146

### ■介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年度の介護保険法改正に伴い、全国一律の基準で実施する予防給付（訪問介護・通所介護）は、市町村で取り組む地域支援事業の「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」という。）に移行しました。

表8 要支援・要介護認定者数等の見込み

(単位：人)

種 別	2024(令和6)年度見込み	2025(令和7)年度見込み	2026(令和8)年度見込み
第1号被保険者数(65歳以上)	943,400	949,900	956,500
要支援・要介護認定者数	193,300	198,200	202,800
介護保険サービス利用者数	在宅サービス	117,200	121,100
	居住系サービス	19,400	20,000
	施設サービス	26,400	27,200
(注)「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(令和6年度～8年度)」による。			

在宅サービスには、地域支援事業への移行分も含む。

表9 主な介護保険サービスの実施状況

サ ー ビ ス の 種 類		6 年度実績	6 年度見込量	単位
在宅サービス	訪問介護	8,284,490	8,399,700	回／年
	訪問看護	3,396,023	3,258,800	回／年
	通所介護	54,361	47,900	人／年
	短期入所生活介護	2,575,831	2,716,900	回／年
	特定施設入居者生活介護	717,740	799,400	日／年
		1,368	1,500	人／年
地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	137,827	150,000	人／年
	小規模多機能型居宅介護	15,554	17,700	人／年
	認知症対応型共同生活介護	10,691	11,100	人／年
		30,623	32,200	人／年
施設サービス	介護老人福祉施設	2,070	2,500	人／年
	介護老人保健施設	70,340	70,800	人／年
	介護医療院	198	200	人／年

(注)「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6年度～令和8年度)」による。

「介護」は要介護者への介護給付のサービス量を、「予防」は要支援者への予防給付のサービス量を示している。

表10 サービス・活動事業

サ ー ビ ス の 種 類	6 年度実績	6 年度見込量	単位
訪問介護相当サービス等	126,345	143,300	人／年
通所介護相当サービス	204,456	196,500	人／年

表11 介護保険外サービスの実施状況

事 業 等 の 種 類		6 年度実績	6 年度見込み・目標量
日常生活用具	給付(紙おむつ)	延べ月数	60,092
	貸与(あんしん電話)	台	838
食事サービス※		食	129,846
訪問理美容サービス	回	4,444	4,001
中途障害者地域活動センター	人	41,479	50,000
生活支援ショートステイ	日	912	690
老人福祉センター	か所	18	18
養護老人ホーム	か所	6	6
	人	498	498
軽費老人ホーム	か所	5	5
	人	250	250
ケアハウス	人	395	395

(注)「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(令和6年度～令和8年度)」による。

(※) 食事サービスは令和6年度末で終了。

表12 地域づくり型介護予防事業の実施状況

事業等の種類	6 年度実績	6 年度目標量
介護予防普及啓発事業	教室・講演会・イベント実施回数	593
地域介護予防活動支援事業	通いの場等への参加率	10.9%
元気づくりステーション事業	参加者実人数	11.9% (令和8年度目標量) 7,447

(注)「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画(令和6年度～令和8年度)」等による。

表13 介護保険施設等の整備状況

施設の種類		6年度実績	6年度目標量
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	年度末定員数	18,150	18,179
介護老人保健施設	年度末定員数	9,571	9,571
介護医療院	年度末定員数	183	233
認知症高齢者グループホーム	年度末定員数	6,213	6,258
特定施設（有料老人ホーム等）	年度末定員数	16,483	16,664

(注)「第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（令和6年度～令和8年度）」による。

表14 老人福祉施設等の施設内容及び施設開所数（令和7年4月1日現在）

施設種別	内 容	施設数	定員
老人福祉施設	寝たきりまたは認知症のために常に介護を必要とする人（原則、要介護3から5）で、在宅での介護を受けることが難しい人のための入所施設です。 入所希望者の多い施設で、重点的に整備を進めています。	172	18,150
	介護を常には必要としない原則として65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的事情によって在宅での生活が困難な人のための入所施設です。	6	498
	原則として60歳以上の高齢者（どちらかが60歳以上の夫婦）で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があり、家族の援助を受けるのが困難な人のための入所施設です。	5	250
	要介護者等を介護している家庭で、家族が疾病などのために介護することが困難になった場合や、ひとり暮らしで介護を受けることが出来ない場合、一定期間高齢者を介護する専用施設です。	6	395
	入院治療の必要はないが、リハビリや介護を必要とする要介護1～5に認定されている人が対象です。日常生活動作のリハビリなどを行なながら、在宅生活復帰を目指す施設です。	14	397
介護老人保健施設	慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。	87	9,571
介護医療院	南区永田山王台898-2	5	183

※平成15年10月以降、特別養護老人ホームの入所申込みは、「特別養護老人ホーム入所申込受付センター」で郵送により受け付けています。

表15 令和6年度特別養護老人ホームの整備

施設名称	施設所在地	開所時期
特別養護老人ホーム けいあいの郷山王台	南区永田山王台898-2	令和6年4月

## 保険給付及びサービス・活動事業

### 1 サービスの種類

要介護の方は介護給付のサービス、要支援の方は予防給付のサービスが利用できます。また、要支援の方及び事業対象者の方はサービス事業が利用できます。

介護給付のサービス	居宅サービス	①訪問介護、②訪問入浴介護、③訪問看護、④訪問リハビリテーション、⑤居宅療養管理指導、⑥通所介護、⑦通所リハビリテーション、⑧短期入所生活介護、⑨短期入所療養介護、⑩特定施設入居者生活介護、⑪福祉用具貸与、⑫特定福祉用具販売、⑬住宅改修
	地域密着型サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護、②夜間対応型訪問介護、③地域密着型通所介護、④認知症対応型通所介護、⑤小規模多機能型居宅介護、⑥認知症対応型共同生活介護、⑦地域密着型特定施設入居者生活介護、⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、⑨看護小規模多機能型居宅介護
	施設サービス	①介護老人福祉施設（原則として要介護3～5の方に限ります。）、②介護老人保健施設、③介護医療院
予防給付のサービス	介護予防サービス	①介護予防訪問入浴介護、②介護予防訪問看護、③介護予防訪問リハビリテーション、④介護予防居宅療養管理指導、⑤介護予防通所リハビリテーション、⑥介護予防短期入所生活介護、⑦介護予防短期入所療養介護、⑧介護予防特定施設入居者生活介護、⑨介護予防福祉用具貸与、⑩特定介護予防福祉用具販売、⑪介護予防住宅改修
	地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護、②介護予防小規模多機能型居宅介護、③介護予防認知症対応型共同生活介護（要支援2の方に限ります。）
サービス・活動事業のサービス		①横浜市訪問介護相当サービス、②横浜市訪問型生活援助サービス、③横浜市訪問型支援、④横浜市訪問型短期予防サービス、⑤横浜市通所介護相当サービス、⑥横浜市通所型支援、⑦横浜市配食支援、⑧横浜市見守り支援

※サービス事業の「横浜市訪問型支援」「横浜市通所型支援」「横浜市配食支援」「横浜市見守り支援」は、要支援・事業対象者のときから継続して利用する要介護の方も利用することができます。

## 2 介護サービスの利用限度

介護保険の居宅サービスには、要介護度に応じた支給限度額が設定されています。

表16 介護サービスの利用限度

要介護度等		1か月当たりの居宅サービス等の利用限度額
事業対象者		5,032 単位（約 5 万円～約 6 万円）
要支援	要支援 1	5,032 単位（約 5 万円～約 6 万円）
	要支援 2	10,531 単位（約 11 万円～約 12 万円）
要介護	要介護 1	16,765 単位（約 17 万円～約 19 万円）
	要介護 2	19,705 単位（約 20 万円～約 22 万円）
	要介護 3	27,048 単位（約 27 万円～約 30 万円）
	要介護 4	30,938 単位（約 31 万円～約 34 万円）
	要介護 5	36,217 単位（約 36 万円～約 40 万円）

※利用限度額については、単位数に地域区分単価（10 円～11.12 円）を乗じて算出した目安額です。

単価はサービス種類によって異なります。

横浜市では「要介護状態の予防と自立に向けた支援」「多様で柔軟な生活支援のある地域づくり」を基本的考え方として、平成 28 年 1 月から総合事業を実施しています。

## ■サービス・活動事業

サービス・活動事業は、予防給付の旧介護予防訪問介護等から移行したサービス等で構成されています。サービス・活動事業の対象者は、要支援 1・2 の方に加えて、「基本チェックリスト」を実施し「事業対象者」と判断された方です。

## 居宅サービス計画及び介護予防サービス・支援計画の作成

在宅サービスを利用する場合、本人の心身の状態や希望等に応じた適切なサービスが受けられるよう、要介護認定者には居宅介護支援事業者が居宅サービス計画を、要支援認定者及び事業対象者には地域包括支援センター等が介護予防サービス・支援計画を作成します。

費用は全額が介護保険から支払われますので利用者の自己負担はありません。

## 利用者負担

### 1 サービスを利用した場合の自己負担

1 割（一定以上の所得者は 2 割または 3 割）の負担と食費・部屋代などがかかります。

1～3 割の負担（福祉用具の購入費、住宅改修費を除く。）が高額になる場合は、申請により一定の上限額（月額）を超えた分が高額介護サービス費等として払い戻されます（表 17 参照）。

このほか、各医療保険と介護保険の自己負担の 1 年間の合計額が一定の基準額を超えた場合に、申請により一定額を超えた分が支給される高額医療・高額介護合算制度を実施しています。

また、市民税非課税世帯であること等の一定の要件に該当する方については、施設入所及び短期入所利用時の食費・部屋代の軽減制度なども実施

しています（表 18 参照）。

## 2 その他の利用者負担軽減

### (1) 横浜市介護サービス自己負担助成（本市独自制度）

要介護（要支援）認定を受けており、収入要件等が一定の基準に該当する場合、在宅サービスやグループホームを利用する際の利用者負担、グループホームの家賃・食費・光熱水費及び特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費について、利用者負担の一部を助成します。

（助成対象要件及び助成内容の概要は表 19 を、助成対象サービスについては表 20 を参照）

### (2) 社会福祉法人による利用者負担軽減

本市に軽減することを届け出た社会福祉法人が行う介護サービス等の利用者負担を軽減します。

#### ア 対象者の要件

介護サービス自己負担助成制度（在宅サービス助成）と同じ（一部異なる場合があります）又は、生活保護の方。

#### イ 助成内容

原則として利用者負担のうち 1 割負担の 25% 又は 50%、食費、居住費の 25% 又は 50% をそれぞれ軽減。生活保護の方は、個室居住費を 100% 軽減。

#### ウ 対象となるサービス

表 20 参照

### (3) ユニット型特別養護老人ホーム施設居住費助成

ユニット型特別養護老人ホームに入居している方のうち、収入に対して利用料の負担割合が高くなることが見込まれる方に対して、居住費の一部を助成します。

ア 対象者の要件（すべての要件を満たす必要があります）

- ・横浜市の介護保険料段階第 5 段階から第 7 段階相当の方
- ・負担限度額認定を受けていない方（課税層に対する特例減額措置も含む）
- ・資産合計額が 500 万円以下の方（配偶者がいる場合は夫婦の資産合計が 1,500 万円以下）

※介護保険第2号被保険者の場合は資産合計額が1,000万円以下の方  
(配偶者がいる場合は夫婦の資産合計が2,000万円以下)  
・助成対象者及び配偶者が200m<sup>2</sup>以下の居住用の土地又は居住用の家屋以外の不動産を所有

していないこと  
イ 助成内容  
ウ 対象となるサービス  
市内のユニット型特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

表17 高額介護サービス費

所得区分	上限額（月額）※1
現役並み所得者Ⅲ（課税所得が690万円以上に相当する方がいる世帯の方）	140,100円（世帯）
現役並み所得者Ⅱ（課税所得が380万円以上690万円未満に相当する方がいる世帯の方）	93,000円（世帯）
現役並み所得者Ⅰ（課税所得が380万円未満に相当する方がいる世帯の方）	44,400円（世帯）
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
・老齢福祉年金を受給している方	24,600円（世帯）
・前年の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額※2」の合計が年間80万9千円以下の方	15,000円（個人）
生活保護等を受給されている方※3	15,000円（個人）

※1 「世帯」の上限額は、住民基本台帳の世帯で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」の上限額は、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

※2 その他の合計所得金額  
…税法上の合計所得金額から、給与収入にかかる控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却にかかる短期・長期譲渡所得の特別控除額と公的年金等にかかる雑所得を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は0円として計算します。

※3 上限額を15,000円に減額したことにより生活保護の被保護者とならない方は世帯で15,000円になります。

表18 食費・部屋代の負担限度額（日額）

段階	対象者	負担限度額（日額）			
		部屋代		食費	
		施設入所	短期入所		
第1段階	・生活保護等を受給されている方 ・市民税非課税世帯※1で老齢福祉年金を受給されていて本人の預貯金等※2の合計額が1,000万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が2,000万円）以下の方	多床室	0円	300円	300円
		従来型個室	(特養等) 380円 (老健・医療院等) 550円		
		ユニット型個室の多床室	550円		
		ユニット型個室	880円		
第2段階	市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額※3」の合計が年間80万9千円以下で、本人の預貯金等の合計額が650万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,650万円）以下の方	多床室	430円	390円	600円
		従来型個室	(特養等) 480円 (老健・医療院等) 550円		
		ユニット型個室の多床室	550円		
		ユニット型個室	880円		
第3段階①	市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間80万9千円超の120万円以下で、本人の預貯金等の合計額が550万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,550万円）以下の方	多床室	430円	650円	1,000円
		従来型個室	(特養等) 880円 (老健・医療院等) 1,370円		
		ユニット型個室の多床室	1,370円		
		ユニット型個室	1,370円		
第3段階②	市民税非課税世帯で、「公的年金等収入額と非課税年金収入額とその他の合計所得金額」の合計が年間120万円超で、本人の預貯金等の合計額が500万円（配偶者がいる場合は、夫婦の合計額が1,500万円）以下の方	多床室	430円	1,360円	1,300円
		従来型個室	(特養等) 880円 (老健・医療院等) 1,370円		
		ユニット型個室の多床室	1,370円		
		ユニット型個室	1,370円		
第4段階	上記以外の方	・第4段階の方には負担限度額が設けられていません。 ・食費・部屋代は施設との契約によって決まります。			

※1 世帯…本人が属する住民基本台帳上の世帯（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含みます。）

※2 預貯金等…第2号被保険者は段階に関わらず1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）以下

※3 その他の合計所得金額  
…合計所得金額（税法上の合計所得金額から、公的年金等控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額（マイナスの場合は、0円として計算します。））から公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額（マイナスの場合は、0円として計算します。）

表19 横浜市介護サービス自己負担助成の助成対象要件及び助成内容の概要

助成種別	助成対象要件			助成内容
	収入基準	資産基準	その他の要件	
在宅サービス助成	生活保護受給者を除く介護保険料第1段階の方または、年間収入見込額の合計が150万円 <sup>※1</sup> 以下の方	金融資産が350万円 <sup>※1</sup> 以下であり、あわせて、居住用不動産（土地（200m <sup>2</sup> 以下）及び家屋）以外の不動産を所有していないこと	市民税非課税世帯	
グループホーム助成			3か月以上横浜市に居住していること 税法上の被扶養者でないこと	利用者負担を5%に軽減及び定額助成
施設居住費助成	年間収入見込額の合計が50万円 <sup>※1</sup> 以下の方		介護保険負担限度額認定（第1・第2段階）を受けていること	ユニット型個室の居住費を月額5,000円程度助成（日額：165円）

※1 世帯人数により基準額は異なる。

表20 横浜市介護サービス自己負担助成と社会福祉法人軽減の助成対象サービス

サービス名	助成対象	横浜市介護サービス自己負担助成			社会福祉法人軽減
		在宅サービス助成	グループホーム助成	施設居住費助成	
訪問介護		○			○
(介護予防) 訪問入浴介護		○			
(介護予防) 訪問看護		○			
(介護予防) 訪問リハビリテーション		○			
通所介護 ※1		○			○
(介護予防) 通所リハビリテーション		○			
(介護予防) 短期入所生活介護 ※2		○		○	○
(介護予防) 短期入所療養介護 ※2		○		○	
(介護予防) 福祉用具貸与		○			
夜間対応型訪問介護		○			○
特定施設入居者生活介護（短期利用）※1		○			
(介護予防) 認知症対応型通所介護		○			○
小規模多機能型居宅介護		○			○※3
介護予防小規模多機能型居宅介護		○			○※3
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		○			○※3
看護小規模多機能型居宅介護		○			○※3
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護（短期利用）		○			
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 ※4			○		
訪問型サービス		○※5			○※6
通所型サービス		○※5			○※7
施設	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※2			○	○※3
	介護老人福祉施設 ※2			○	○※3
	介護老人保健施設 ※2			○	
	介護医療院 ※2			○	

※1 地域密着型を含みます。

※2 施設居住費助成では、ユニット型個室の居住費を一部助成します。

※3 利用者負担段階が第2段階の方は、高額介護サービス費を適用するため、1割負担は軽減の対象外となります。

※4 グループホーム助成では、1割負担のほかに、居住費等についても、利用者負担の一部が助成対象になります。

※5 指定事業者によるものかつ、利用者負担が定率のものに限ります。

※6 旧介護予防訪問介護に相当する事業のうち、自己負担割合が保険給付と同様のものに限ります。

※7 旧介護予防通所介護に相当する事業のうち、自己負担割合が保険給付と同様のものに限ります。

## 保険料

### 1 第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料は、個人ごとに、前年中の所得等に応じた段階別の定額保険料となっています（表21参照）。

また、災害や失業、所得が低い等の理由で保険料を納めることができないときは、介護保険料が減免される場合があります（表22及び表23参照）。

なお、老齢・退職年金、障害年金、遺族年金が年額18万円以上の方は特別徴収（年金から天引き）となり、それ以外の方は、普通徴収（口座振替や納

付書）により直接保険料を納めます。

### 2 第2号被保険者（40歳から64歳まで）の保険料

各医療保険者が、加入する第2号被保険者の数等に応じて、社会保険診療報酬支払基金に納付しなければならない額に基づき、算出しています。

介護分保険料は、加入している医療保険として括して徴収され社会保険診療報酬支払基金を通じ、全国の市町村へ定率（27%（令和6年度～8年度））で交付されます。

表21 介護保険第1号被保険者保険料（令和7年度）

介護保険料は、本人及び住民票上の世帯（※1）の課税状況や所得状況に基づいた段階別の保険料となっていて、個人ごとに算定されます。

保険料段階	対象となる方		基準額×割合=年間保険料額
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給者 ・市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金受給者		79,440円×0.20=15,880円（※5） 軽減前【79,440円×0.37=29,390円】
第2段階	同じ世帯に い る 全 市 民 課 税 税	本人の「公的年金等収入額（※2）」と「その他の合計所得金額（※3）」の合計が年間80万9千円以下の方	79,440円×0.20=15,880円（※5） 軽減前【79,440円×0.37=29,390円】
第3段階	本人が 市 民 税 非 課 税	本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間120万円以下の方で、かつ第2段階に属さない方	79,440円×0.34=27,000円（※6） 軽減前【79,440円×0.54=42,890円】
第4段階	上記以外の方		79,440円×0.585=46,470円（※7） 軽減前【79,440円×0.59=46,860円】
第5段階	同じ世帯に 市 民 税 課 税 税 者 が い る 方	本人の「公的年金等収入額」と「その他の合計所得金額」の合計が年間80万9千円以下の方	79,440円×0.90=71,490円
第6段階 (基準額)	上記以外の方		79,440円×1.00=79,440円
第7段階	本人の保険料算定用所得金額（※4）が120万円未満の方		79,440円×1.07=85,000円
第8段階	本人の保険料算定用所得金額が120万円以上160万円未満の方		79,440円×1.10=87,380円
第9段階	本人の保険料算定用所得金額が160万円以上210万円未満の方		79,440円×1.27=100,880円
第10段階	本人の保険料算定用所得金額が210万円以上250万円未満の方		79,440円×1.30=103,270円
第11段階	本人の保険料算定用所得金額が250万円以上320万円未満の方		79,440円×1.55=123,130円
第12段階	本人の保険料算定用所得金額が320万円以上420万円未満の方		79,440円×1.75=139,020円
第13段階	本人の保険料算定用所得金額が420万円以上520万円未満の方		79,440円×1.95=154,900円
第14段階	本人の保険料算定用所得金額が520万円以上620万円未満の方		79,440円×2.15=170,790円
第15段階	本人の保険料算定用所得金額が620万円以上720万円未満の方		79,440円×2.35=186,680円
第16段階	本人の保険料算定用所得金額が720万円以上1,000万円未満の方		79,440円×2.50=198,600円
第17段階	本人の保険料算定用所得金額が1,000万円以上2,000万円未満の方		79,440円×3.00=238,320円
第18段階	本人の保険料算定用所得金額が2,000万円以上3,000万円未満の方		79,440円×3.25=258,180円
第19段階	本人の保険料算定用所得金額が3,000万円以上の方		79,440円×3.50=278,040円

(※1) 世帯とは、原則として4月1日現在での住民票上の世帯をいいます。ただし、4月2日以降に市外から転入された場合や年度途中で65歳（第1号被保険者）になられた場合、その年度はそれぞれ、転入日、誕生日の前日の世帯を基準とします。

(※2) 公的年金等収入額とは、税法上課税対象の収入となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入額をいい、非課税となる年金（障害年金・遺族年金など）は含まれません。

(※3) その他の合計所得金額とは、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額）から、給与収入に係る控除額等の見直しによる影響を考慮し、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額と公的年金等に係る雑所得（公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額）を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。

(※4) 保険料算定用所得金額とは、税法上の合計所得金額（前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額で、税法上の各種所得控除や上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額）から、さらに土地や建物の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額を差し引いた金額をいいます。なお、マイナスの場合は、0円として計算します。

(※5) 消費税による公費を投入し、第1～2段階の年間保険料額を29,390円から15,880円に軽減します。

(※6) 消費税による公費を投入し、第3段階の年間保険料額を42,890円から27,000円に軽減します。

(※7) 消費税による公費を投入し、第4段階の年間保険料額を46,860円から46,470円に軽減します。

表22 保険料減免の要件

事情の種類	対象となる方	減免内容
災害	風水害、火災、震災等により家屋等の資産が20%以上被害を受けた方	被害の程度により、4か月分または6か月分を免除します。
所得減少	失職または事業の失敗等により所得が著しく減少した方	当該年中の見込所得金額等をもとに減額します。
低所得	保険料段階第3段階から第7段階までの方で、一定の「収入基準※1」及び「資産基準※2」の両方を満たす方（生活保護又は中国残留邦人等支援給付を受けている方は除く）	第2段階（公費による軽減措置後）相当額に減額します。

表23 低所得者減免の収入基準・資産基準

収入基準 ※1	世帯全員の年間収入見込額が、	
	単身世帯	150万円以下
	2人以上の世帯	150万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき50万円を加えた額以下
資産基準 ※2	以下の要件を全て満たしていること	
	(ア) 世帯全員の現金、預貯金、有価証券等の資産の合計額が、	
	単身世帯	350万円以下
	2人以上の世帯	350万円に、当該被保険者を除く世帯員1人につき100万円を加えた額以下
(イ) 居住用不動産（土地（200m <sup>2</sup> 以下）及び家屋）以外の不動産を所有していないこと		

## ■よこはまポジティブエイジング計画 (第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画) (高齢健康福祉課)

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法及び介護保険法に基づき、高齢者に関する各種の保健福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画として定めたものです。また、「認知症施策推進計画」は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法において市町村が策定するよう努めることとされた計画です。

第9期計画（計画期間：令和6～8年度）では、「ポジティブ エイジング」を基本目標とし、歳を重ねることをポジティブに捉え、高齢者の皆様がいつまでも自分らしい暮らしができる地域をつくりたい、という思いの下、限られた社会資源の中で効率的・効果的な高齢者施策を実施し、老後に対する「不安」を「安心」に変えていきます。

## 市民の皆さんの健康づくり

### ■健康づくりの推進（健康推進課）

生涯を通じた健康づくりを目指して、正しい知識の普及や日常生活で実践できる健康づくり事業、健康になれる環境づくりを実施しています。

#### 「第3期健康横浜21」の策定

横浜市民の最も大きな健康課題の一つである生活習慣病の予防を中心とした総合的な健康づくりの指針として、「市町村健康増進計画」を軸に関連する「歯科口腔保健推進計画」及び「食育推進計画」の3つを一体的にした「第3期健康横浜21」を令和6年3月に策定しました。

乳幼児期から高齢期まで継続した生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防や重症化予防、健康に望ましい行動を取りやすくする環境づくりに、市民、関係機関・団体、行政が共に取り組むことにより、誰もが健やかな生活を送ることができる都市を目指します。

#### よこはま健康アクションの推進

「第3期健康横浜21」を推進するため、計画期間前半で重点的に推進する取組を「よこはま健康アクション[R6-R11]」と位置付け、行政が中心となり、様々な関係機関・団体等と共に取り組んでいます。

#### ・職場を通じた健康づくり

健康経営の普及を通じ、従業員の健康を重視した取組を行う事業所を増やし、その取組を支援し、働く世代の健康づくりを推進しています。

#### ・女性の健康づくり応援

女性特有の健康課題を踏まえ、セミナーの開催など健康づくりを支える取組を行っています。

#### ・青年期からの意識啓発

大学や専門学校等との連携による健康な歯と口を維持するための取組や喫煙防止の教育に関する取組など、健康に関心が向きにくい若い世代に対して意識啓発に取り組んでいます。

#### ・健康を守る暮らしの備え

屋内で生じる不慮の事故として、高齢者の冬場の溺水が多いため、入浴時の急な温度変化が血圧等の体に与える影響（ヒートショック）による事故の予防方法を周知します。

#### ・食環境づくり

健康への関心の有無にかかわらず、誰もが栄養バランスのよい食事を自然に選択できるよう、食品関連事業者や関係機関とともに、商品開発や選択できる環境づくりに取り組んでいます。

#### ・糖尿病等の重症化予防

糖尿病等の治療継続や重症化予防のための生活習慣改善が必要な方を対象に、個別支援を中心としたアプローチを行っています。

#### ・健康格差を広げない取組

経済面等を含め様々な状況にある方へ、健康診査や医療機関受診の勧奨、健康相談を行っています。

#### よこはまウォーキングポイント事業

市民の皆さんのが、気軽に楽しみながら継続して健康づくりに取り組んでいただけるよう、専用のアプリをダウンロードしたスマートフォン又は専用の歩数計を持ち歩くと、歩数に応じて抽選に参加できる事業を実施しています。

#### 受動喫煙防止対策

事業所等への助言・指導等、健康増進法に定められた事務を適切に執行するとともに、法の趣旨や内容について周知啓発を行い、受動喫煙防止に取り組んでいます。

#### 保健活動推進員

保健活動推進員は、市長から委嘱を受け、各区福祉保健センターや地域の団体等と連携して、市民の皆さんの生涯にわたる健康づくり活動を推進しています。福祉保健センターの事業に協力するとともに、ウォーキングイベントや体操教室の開催など、健康づくり活動に取り組んでいます。

## 食生活等改善推進員

地域での健康づくり、食育の普及を中心としたボランティア活動を行う食生活等改善推進員を養成する講座の開催や、推進員が実施する地区活動への支援、協力を行っています。

## ■生活習慣病対策（健康推進課）

がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病は働き盛りの中高年層に多発しています。これらの疾病は、死亡順位の上位を占めています。

生活習慣病の予防は、定期的に健診を受け、早期発見・早期治療を行うとともに、食生活や運動などに気をつけ、病気にならないようにふだんからの健康づくりを心がける、いわゆる一次予防が大切です。このため、健康増進法による生活習慣病予防をはじめ、中高年期からの総合的な保健対策として、次の事業を実施しています。

### 健康診査

後期高齢者医療制度被保険者の方及び40歳以上の生活保護受給者等に対して、健康診査を実施医療機関で実施しています。また、制度の周知・啓発を推進しています。

### 肝炎ウイルス検査

過去に検査を受けていない方に対して、受診者負担額無料のB・C型肝炎ウイルス検査を実施医療機関で実施しています。

### 歯周病検診

生涯にわたり健康で快適な生活が送れるよう歯周病検診を20、30、40、50、60、70歳の方に実施医療機関で実施しています。また、チラシを活用した市民啓発等を行っています。

## ■原爆被爆者への援助（健康推進課）

被爆者援護法に規定する被爆者に対して、日常生活における健康維持等のための援護費の支給を行うとともに、はり・きゅう・マッサージの療養に要した費用の一部を助成し健康の保持・増進を図っています。

また、被爆者の実子が受けた医療のうち、被爆が原因であると認められた疾病については、その医療費の実費負担相当分を助成しています。

## ■横浜市スポーツ医科学センター（健康推進課）

所在地 港北区小机町3302-5（日産スタジアム内）  
TEL 045-477-5050、FAX 045-477-5052

スポーツ医科学に基づいた、市民の皆さんの健康づくりの促進と競技力の向上およびスポーツ活動の振興を図り、多くの人々が安全で効果的にスポーツを実践できるよう様々なサービスを提供し、健康で豊かな生活をサポートします。

医学的検査・運動負荷試験・体力測定の結果に基づいた各種アドバイスを行うスポーツプログラムサービスや、スポーツ障害・生活習慣病などで運動療法等が必要な市民の皆さんに対する外来診療やリハビリテーションを実施しています。

また、体操や水泳などのスポーツ教室の実施、アリー

ナや研修室などの施設貸出も行っています。

## ■横浜市総合保健医療センター（健康推進課）

所在地 港北区鳥山町1735  
TEL 045-475-0001、FAX 045-475-0002

要援護者の在宅生活を保健・医療面から専門的、総合的に支援することを目的として、各種の介護サービスを提供する介護老人保健施設及び介護医療院の運営をはじめ、診療所での認知症鑑別診断、精神障害者の社会復帰を支援する精神科デイケア、生活訓練、就労訓練、就労支援等を行っています。

また、地域医療の向上を図るための、医療検査機器の共同利用等を実施しています。

## ■公害健康被害者への支援（健康推進課）

「公害健康被害の補償等に関する法律」と「横浜市公害健康被害者保護規則」に基づき、大気汚染による公害健康被害者への補償給付及び市民の皆さんを対象とした普及啓発事業等を実施しています。

### 公益財団法人川崎・横浜公害保健センター

所在地 川崎市川崎区日進町23  
TEL 044-211-0311、FAX 044-211-0312

横浜市と川崎市が共同設置したもので、公害健康被害者の医学的検査などを実施しています。

## ■骨髄移植等普及推進事業（健康推進課）

白血病、再生不良性貧血等の血液難病患者への有効な治療法である骨髄移植の理解を広め、骨髄バンクへのドナー登録を働きかけることにより、骨髄移植の普及推進を図っています。

また、ドナーの負担を軽減するため、骨髄等の提供による入院・通院などの日数に応じて、ドナーへ助成金を交付しています。

## ■献血の推進（健康推進課）

医療に必要な血液を献血により確保し、市民の皆さんに献血に関する理解と協力を求めるために普及啓発を行いながら、集団献血等を促進しています。

## その他事業

## ■横浜市福祉調整委員会（相談調整課）

横浜市の福祉保健サービスを利用する市民の皆さんからの苦情相談を受け、中立・公正な第三者機関として、所管課や事業者等に対して調査・調整を行い、サービスの質の向上を推進する活動を行っています。また、必要に応じて、市長に対し、制度改善等の提言を行います。

## ■社会福祉法人の設立認可、社会福祉法人・施設の指導監査等（監査課）

高齢者、障害者等を対象とする社会福祉事業の実施を目的に、横浜市内に主たる事業所を置き設立する社会福祉法人の設立認可を行います。横浜市の所管する社会福祉法人は264法人あり、そのうち健康福祉局所管法人は163法人です。（令和7年4月1日現在）

また、社会福祉法人・施設等に対して指導監査等を実施し、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図っています。

## ■災害見舞金・弔慰金（福祉保健課）

災害により被害を受けた市民の皆さん的生活を支援するなどの目的で、見舞金及び弔慰金の支給等を行っています。

### 1 横浜市災害見舞金

火災等の災害により住家に被害を受けた人や重傷を負った人、自然災害により事業を営むために常時使用している建物に被害を受けた人に見舞金を支給

### 2 横浜市災害弔慰金※

火災等の災害により死亡した人の遺族に弔慰金を支給

一定規模以上の大災害時には、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、弔慰金の支給等を行います。

#### 1 災害弔慰金

地震等の災害により死亡した人の遺族に弔慰金を支給

#### 2 災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた人に見舞金を支給

#### 3 災害援護資金の貸付け

災害により被害を受けた人に資金を貸付け

※条例に基づき支給された場合は、重複しての支給は行われません。

また、「被災者生活再建支援法」に基づく、被災者生活再建支援金の申請受付を行います。

## ■横浜市社会福祉センター（地域支援課）

所在地 中区桜木町1-1

TEL 045-201-2060

市民の皆さんの福祉活動を支援するため、会議室、ホール等の貸出し、ボランティアセンターの運営を行っています。

## ■戦没者遺族等の援護（援護対策担当）

横浜市の戦没者は21,000余人で、毎年11月1日に戦没者追悼式を実施しています。各区で、遺族等に対する弔慰金等の進達事務を行っています。

## ■中国残留邦人等の帰国者の援護（援護対策担当）

横浜市内に居住している中国残留邦人等のうち、一定の条件を満たす方に対し、生活・住宅・医療・介護等の支援給付等を支給しています。

また中国残留邦人等の地域社会における定着自立を促進するため、日本語教室や各種交流事業等を実施しています。

## ■原爆被爆者援護（援護対策担当）

市内に居住している被爆者援護のため、被爆者団体への補助を行っています。

## ■寿地区対策（援護対策担当）

### 寿福祉プラザ

横浜市生活自立支援施設はまかぜ、健康福祉局直営部 分である寿地区対策担当（寿福祉プラザ相談室）、中区 所管事業（就労支援事業）、ホームレス就業支援相談室 等の機能を一体化することで寿地区・ホームレス対策を 総合的に行います。

なお、寿地区対策担当（寿福祉プラザ相談室）では地 域住民の生活各般の相談に応じるほか、地域内関係機関 等との協働による地域支援事業や社会調査の実施、広報 啓発事業を行っています。

### 横浜市寿町健康福祉交流センター

寿地区的保健医療の充実を図るとともに、寿地区的住 民をはじめとする市民の健康づくりや介護予防の取組、 自立した生活の支援、生活環境の向上を推進し、社会参 加を促進して、市民相互の交流を深めることで福祉の向 上に資するために設置された施設で、診療所、公衆浴場、 健康コーディネート室等を運営しています。

### 横浜市寿生活館

2階は町内会館となっているほか、3~4階は会議室 や娯楽室、洗濯室、シャワー室、炊事場等、地域住民の 利用施設として開放しています。

## ■困窮者等支援（援護対策担当）

### ホームレス等自立支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、横浜市生活 自立支援施設はまかぜで、原則3月以内、最大延長6月 以内の間、一時的な宿泊場所を提供するとともに、生活 支援や公共職業安定所の職業相談員による職業相談等の 就労支援等を行い、その自立を支援しています。

また、市内のホームレスの状況を把握し、その自立に 向けた支援を行うため、全市域を巡回し、相談支援を行って います。

## ■墓地・納骨堂、斎場の管理運営 (環境施設課)

### 墓地・納骨堂

市営5墓地及び2納骨堂の管理運営を行っています。

令和7年度は、日野こもれび納骨堂、久保山墓地、三 ツ沢墓地、日野公園墓地の使用者募集を行います。

### 久保山墓地

所在地 西区元久保町3-24

TEL・FAX 045-242-3201

**三ツ沢墓地**

所在地 神奈川区三ツ沢上町 20 – 6  
TEL・FAX 045 – 321 – 5430

**日野公園墓地**

所在地 港南区日野中央 1 – 13 – 1  
TEL・FAX 045 – 842 – 0771

**メモリアルグリーン**

所在地 戸塚区戸塚町 1367 – 1  
TEL 045 – 858 – 3375 FAX 045 – 851 – 1444

**根岸外国人墓地**

所在地 中区仲尾台 7 – 1  
TEL 045 – 622 – 6008

**久保山靈堂**

所在地 西区元久保町 1 – 1  
TEL・FAX 045 – 231 – 7343

**日野こもれび納骨堂**

所在地 港南区日野中央 1 – 13 – 2  
TEL 045 – 835 – 3684 FAX 045 – 835 – 3685

市民アンケート調査や、将来人口推計により、令和4年以降の20年間で、公民合わせて約11万区画の墓地整備が必要であると推計しており、増加が見込まれる墓地需要に対応するため、次の墓地整備計画を進めています。

**1 舞岡しぜん墓園（旧（仮称）舞岡墓園）**

- ・芝生型納骨施設 6,000 区画
- ・合葬式樹木型納骨施設 1,500 体
- ・合葬式樹林型納骨施設 1,500 体
- ・合葬式慰靈碑型納骨施設 17,000 体

（令和8年度末しゅん工予定）

**2 深谷通信所跡地における公園型墓園**

- ・芝生型納骨施設 約 15,000 区画
- ・合葬式納骨施設 約 30,000 体

**斎場**

市営斎場としては、横浜市久保山斎場、横浜市南部斎場、横浜市北部斎場及び横浜市戸塚斎場の4斎場があります。

**横浜市久保山斎場**

所在地 西区元久保町 3 – 1  
TEL 045 – 231 – 3060 FAX 045 – 231 – 5027

**横浜市南部斎場**

所在地 金沢区みず木町 1  
TEL 045 – 785 – 9411 FAX 045 – 785 – 9445

**横浜市北部斎場**

所在地 緑区長津田町 5125 – 1  
TEL 045 – 921 – 5700 FAX 045 – 921 – 5775

**横浜市戸塚斎場**

所在地 戸塚区鳥が丘 10 – 5  
TEL 045 – 864 – 7001 FAX 045 – 881 – 0894

将来にわたる火葬の安定供給を図るため、鶴見区において、市内で5か所目となる市営斎場の整備を進めています。

令和7年度は、斎場本体工事を進めます。

**1 整備場所**

鶴見区大黒町 18 番地の 18

**2 整備火葬炉数**

16 炉（予備炉 1 炉を含む）

**3 しゅん工年度（予定）**

令和8年度

**■墓地等の設置紛争の調整（相談調整課）**

墓地等の設置に際し、当該周辺住民と事業者との間で、設置に係る問題解決が困難な場合に、申出に基づき行政による紛争の調整や第三者機関による調停を行います。